あっせんの申立てについて

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 申立先

東京都港区西新橋1丁目5番13号原子力損害賠償紛争解決センター

- 2 申立人及び申立ての相手方
 - (1)申立人 茨城県守谷市大柏 9 5 0 番地の 1 守谷市
 - (2)相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号・東京電力株式会社)
- 3 申立ての趣旨

相手方は、令和2年3月31日までに発生した放射線対策に要した費用について、損害賠償金41、029、067円を申立人に支払うよう、あっせんを求めるものである。

ただし、申立前に相手方が当該額の一部を支払うことについて申立人と合意した場合にあっては、当該額から当該合意した額を除いた額とする。

令和 3 年 6 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 宏	百 数
时 木	× ×
4 5 号	1

提案理由(議案第45号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因して本市が行った放射線対策に要した平成23年度から令和元年度までの費用について、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償を求めて交渉を行ってきましたが、いまだ支払いに応じていない損害賠償額について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁 数
45号	2